

日本小学生バレーボール連盟 慶弔規程

日本小学生バレーボール連盟の慶弔規程を下記のとおり定める。

第1条 結婚に関すること。

- (1) 日小連役員本人が結婚する場合
10,000円
- (2) 都道府県小学生連盟会長、理事長が結婚する場合
会長名で祝電

第2条 出産に関すること。

- (1) 日小連役員本人が又は配偶者が出産する場合
10,000円

第3条 服喪に関すること。

- (1) 日小連役員本人死亡
別途協議の上決定
- (2) 日小連役員配偶者死亡
10,000円＋花輪または花基1基
- (3) 日小連役員父母、子女、兄弟死亡
10,000円＋花輪または花基1基
- (4) 日小連役員祖父母、配偶者父母死亡（同居のみ）
5,000円
- (5) 日小連都道府県小連会長、理事長が死亡
5,000円＋会長名で弔電
- (6) 日小連都道府県小連会長、理事長の配偶者が死亡
会長名で弔電

第4条 その他

- (1) 各条項に記述されていないところは会長判断による。